

実習免除指定施設及び職種一覧

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
地域保健法	1	保健所		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー
児童福祉法	2	児童相談所	「児童福祉法」第13条第1項に規定 「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定するもの	児童福祉司 受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士
	3	母子生活支援施設	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定するもの	母子支援員(改正前の母子指導員を含む)／少年を指導する職員 個別対応職員
	4	児童養護施設	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定するもの	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員 里親支援専門相談員
	5	障害児入所施設	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定	児童指導員／保育士／児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員
	6	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定	児童指導員／保育士／児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員
	7	児童心理治療施設	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員
	8	児童自立支援施設	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定	児童自立支援専門員／児童生活支援員／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員
	9	児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定するもの。	職員(児童・家庭等に対し、福祉に関する相談・助言・指導等を行なう職員に限る)
	10	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に規定 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による改正前の指定通所基準」並びに、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による改正前の指定通所基準」に規定するもの。	児童指導員／保育士／障害福祉サービス経験者／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)／訪問支援員(保育士、心理指導担当職員に限る)
	11	障害児相談支援事業を行う施設	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に規定	指導員 相談支援専門員
	医療法	12	病院	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定 右記のあからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員
13		診療所	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定するもの 右記のあからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員	退院後生活環境相談員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
身体障害者福祉法	14	身体障害者更生相談所	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」に規定	身体障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー
	15	身体障害者福祉センター	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定	身体障害者に関する相談に応ずる職員
精神保健福祉法	16	精神保健福祉センター		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー
生活保護法	17	救護施設		生活指導員
	18	更生施設	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」に規定	
社会福祉法	19	福祉に関する事務所	「社会福祉法」に規定するもの	指導監督を行う所員(査察指導員)／現業を行う所員(現業員)
			「身体障害者福祉法」に規定するもの	身体障害者福祉司
			「知的障害者福祉法」に規定するもの	知的障害者福祉司
			「老人福祉法」に規定するもの	社会福祉主事(老人福祉指導主事)
			「家庭児童相談室の設置運営について」別紙「家庭児童相談室設置運営要綱」に規定	家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)／家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
			「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」に規定	面接相談員
			「売春防止法」に規定するもの	婦人相談員
			「母子及び父子並びに寡婦福祉法」	母子・父子自立支援員
売春防止法	20	婦人相談所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定	就労支援事業に従事する就労支援員
			「生活保護法」に規定するもの	被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
知的障害者福祉法	21	婦人保護施設	「婦人相談所設置要綱について」別紙「婦人相談所設置要綱」第2に規定するもの	相談指導員／判定員
			「売春防止法」に規定するもの	婦人相談員
知的障害者福祉法	22	知的障害者更生相談所	「知的障害者福祉法」第13条第1項に規定するもの	知的障害者福祉司
			「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」第1に規定するもの	心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー

実習免除指定施設及び職種一覧

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
老人福祉法	23	養護老人ホーム	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定	生活相談員
	24	特別養護老人ホーム	「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定	
	25	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	生活相談員
			軽費老人ホーム(A型)	主任生活相談員/生活相談員
			軽費老人ホーム(B型)	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を 行う職員
	26	老人福祉センター	老人福祉センター(特A型)	相談・指導を行う職員
			老人福祉センター(A型)	
	27	老人短期入所施設	指定短期入所生活介護事業所/指定介護予防短期入所生活 介護事業所 ※地域密着型含む	生活相談員
28	老人デイサービスセンター	指定通所介護事業所 指定介護予防通所介護事業所 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 ※地域密着型含む	生活相談員	
29	老人介護支援センター		相談援助業務を行っている職員	
母子及び父子並びに寡婦福 祉法	30	母子・父子福祉センター	「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」母子・父子福 祉施設設置要綱」第1に規定するもの	母子及び父子の相談を行う職員
介護保険法	31	指定介護老人福祉施設	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 第2条第1項第2号に規定するもの	生活相談員/介護支援専門員
	32	介護老人保健施設	「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準」第2条第1項第4号に規定するもの	支援相談員/介護支援専門員
	33	介護医療院	「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」 第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定	介護支援専門員
	34	指定介護療養型医療施設	「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基 準」に規定するもの	介護支援専門員
	35	指定地域密着型介護老人福祉施設	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準」に規定	生活相談員/介護支援専門員
	36	地域包括支援センター	「介護保険法」第115条第46第1項に規定するもの ※同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業(認 知症初期集中支援推進事業を除く)	包括的支援事業に係る業務を行う職員
障害者総合支援法	37	障害者支援施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規 定するもの。	生活支援員/就労支援員/サービス管理責任者
			生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、訪問による自立訓 練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、認定障害者支援施設 における就労移行支援を行うもの就労継続支援B型を行うもの	
	38	地域活動支援センター	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基 準」に規定	指導員
	39	福祉ホーム	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に規定	管理人
	40	障害福祉サービス事業を行う事業所	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基 準」に規定するもの 療養介護事業所 生活介護事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所	生活支援員/サービス管理責任者
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基 準」に規定するもの 訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する事業所 訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する事業所 看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所	生活支援員
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基 準」に規定するもの 就労移行支援事業所	生活支援員/就労支援員/サービス管理責任者
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基 準」に規定するもの 認定就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所(就労継続支援B型の事業について準 用する。)	生活支援員/サービス管理責任者
	41	一般相談支援事業を行う施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準」に規定するもの 指定就労定着支援事業所	就労定着支援員/サービス管理責任者
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準」に規定するもの 指定自立生活援助事業所	地域生活支援員/サービス管理責任者
42	特定相談支援事業を行う施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する 基準」に規定するもの	相談支援専門員	
上記に準ずる施設として厚生 労働大臣が認める施設	43	授産施設	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基 準について」に基づき配置されたもの	指導員
	44	宿所提供施設		
	45	乳児院	「児童福祉法」に基づくもの	児童指導員/保育士/個別対応職員/家庭支援専門相談員/里 親支援専門相談員
	46	有料老人ホーム		生活相談員
	47	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定居宅サービス」に該当する「特定施設 入居者生活介護」をいう。	生活相談員/計画作成担当者
	48	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定地域密着型サービス」に該当する「地 域密着型特定施設入居者生活介護」をいう。	
49	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「介護予防サービス」に該当する「介護予防 特定施設入居者生活介護」をいう。		

実習免除指定施設及び職種一覧

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	50	身体障害者更生支援施設	障害者総合支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるものとされたもの 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令(以下「整備省令」)の整備等に関する省令に規定する改正前の「身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 肢体不自由者更生施設/視覚障害者更生施設/聴覚・言語障害者更生施設/内部障害者更生施設/身体障害者療護施設/身体障害者入所授産施設/身体障害者通所授産施設/身体障害者小規模通所授産施設	生活支援員
	51	身体障害者福祉工場	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」に規定	指導員
	52	精神障害者社会復帰施設	障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるものとされたもの 「整備省令」に規定する廃止前の「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 精神障害者生活訓練施設/精神障害者授産施設/精神障害者小規模通所授産施設/精神障害者福祉工場	精神保健福祉士/精神障害者社会復帰指導員
	53	精神障害者福祉ホーム		管理人
	54	知的障害者支援施設	障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるものとされたもの 「整備省令」に規定する廃止前の「知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの 知的障害者入所更生施設/知的障害者通所更生施設/知的障害者入所授産施設/知的障害者通所授産施設/知的障害者小規模通所授産施設/知的障害者通所授産施設	生活支援員
	55	高齢者総合相談センター	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」別紙「高齢者総合相談センター運営要項」に規定するもの	相談援助業務を行っている相談員
	56	隣保館	「隣保館の設備及び運営について」に基づくもの	相談援助業務を行っている指導職員
	57	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添「日常生活自立支援事業実施要領」5(1)に規定するもの	専門員
	58	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	右記の「相談援助業務」は、主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要保護者に対するものに限る。	福祉活動専門員/相談援助業務を行っている職員
	59	児童デイサービス事業を行っている施設	改正前の「障害者自立支援法」第5条に規定するもの	相談援助業務を行っている職員
	60	指定発達支援医療機関	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けたもの	児童指導員/保育士
	61	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設		相談援助業務を行っている指導員/ケースワーカー
	62	知的障害者福祉工場	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」別紙「知的障害者福祉工場設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている指導員
	63	刑事施設	「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第3条に規定	刑務官/法務教官/法務技官(心理)/福祉専門官
	64	少年院	「少年院法」第3条に規定	
	65	少年鑑別所	「少年鑑別所法」第3条に規定	
	66	地方更生保護委員会	「更生保護法」第16条及び第29条に規定するもの	保護観察官
	67	保護観察所		
	68	更生保護施設	「更生保護事業法施行規則」第1条第4項に規定するもの	補導主任/補導員
	69	労災特別介護施設	「労働者災害補償保険法」第29条第1項に基づくもの	相談援助業務を行っている指導員
	70	心身障害児総合通園センター	「心身障害児総合通園センターの設置について」別紙「心身障害児総合通園センター設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	71	児童自立生活援助事業を行っている施設	「児童福祉法」第6条の3第1項に規定するもの	相談援助業務を行っている指導員
	72	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設	「児童福祉法」第6条の3第3項に規定する「子育て短期支援事業」を行っているもの	相談援助業務を行っている職員
	73	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設		
	74	子育て短期支援事業を行っている乳児院		
	75	子育て短期支援事業を行っている保育所等		
	76	「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を行っている施設	「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている相談員
	77	「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設		
	78	「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設	「児童福祉法」第6条の3第6項に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	79	「利用者支援事業」を行っている施設	「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4(3)①～④の全ての業務を実施する類型(利用者支援事業基本型)の「利用者支援事業」に限る。	相談援助業務を行っている職員
	80	「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」別紙「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」に基づくもの	母子・父子自立支援プログラム策定員
	81	「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」別紙「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」に基づくもの	就業支援専門員
	82	「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」別紙「重症心身障害児(者)通園事業実施要綱」に基づくもの	児童指導員/保育士
	83	点字図書館	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」第34条第1項第1号及び第3号に規定するもの	相談援助業務を行っている職員
	84	聴覚障害者情報提供施設		
85	共同生活介護を行う施設	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」第2条による改正前の障害者総合支援法に規定するもの	相談援助業務を行っている職員	

実習免除指定施設及び職種一覧

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	86	療養介護を行う施設		相談援助業務を行っている職員
	87	短期入所を行う施設	「障害者総合支援法」に規定する「障害福祉サービス事業」のもの	
	88	重度障害者等包括支援を行う施設		
	89	共同生活援助を行う施設		
	90	知的障害児施設	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定するもの	児童指導員／保育士
	91	知的障害児通園施設		
	92	盲ろうあ児施設		
	93	肢体不自由児施設		
	94	重症心身障害児施設	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定するもの	児童指導員／保育士／心理指導を担当する職員
	100	指定相談支援の事業を行う事業所	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定するもの	相談支援専門員
	101	「身体障害者自立支援」を行っている施設	「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」による改正前の「地域生活支援事業の実施について」別紙1、別記11(3)に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	102	「日中一時支援」を行っている施設	「地域生活支援事業の実施について」別紙1、別記11(4)、別添1、別添4に基づくもの	
	103	「障害者相談支援事業」を行っている施設		
	104	「障害児等療育支援事業」を行っている施設		
	105	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づくもの	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員
	106	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づくもの	
	107	「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」別添「精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	108	「アウトリーチ事業」を行っている施設	「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」別添2「地域移行・地域生活支援事業実施要綱」に基づくもの（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）	
	109	指定通所介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定するもの	生活相談員
	110	通所介護を行う施設	「介護保険法」第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当するもの	
	111	指定地域密着型通所介護	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定するもの	
	112	指定介護予防通所介護を行う施設	指定介護予防サービスに該当する医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の介護保険法第5条の2第7項に規定する介護予防通所介護をい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によるものを含む。	
	113	介護予防通所介護を行う施設	「介護保険法」第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当するもの	
	114	指定短期入所生活介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定するもの	
	115	短期入所生活介護を行う施設	基準該当居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定するもの	
	116	指定介護予防短期入所生活介護	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定するもの	
	117	介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	基準該当介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定するもの	
	118	第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	「介護保険法」第115条の45第1項第1号に規定するもので、同法115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。	
	119	指定通所リハビリテーションを行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう	
	120	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう	
	121	指定短期入所療養介護を行う施設	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう	
122	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう		
123	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう	オペレーター	
124	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう	オペレーションセンター従業者	
125	指定認知症対応型通所介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう	生活相談員	
126	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	「指定地域密着型介護予防サービス」に該当する介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。		
127	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう		
128	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう	介護支援専門員	
129	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう		
130	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう		
131	指定複合型サービスを行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう		

実習免除指定施設及び職種一覧

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	132	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う	生活相談員／介護支援専門員
	133	居宅介護支援事業を行っている事業所	「介護保険法」第8条第24項に規定するもの	介護支援専門員
	134	介護予防支援事業を行っている事業所	「介護保険法」第8条第216項に規定するもの	担当職員
	135	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	「介護保険法」第115条の45第1項第1号ニに規定するもの	
	136	生活支援ハウス	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業を行っているもの	生活援助員
	137	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)	「地域支援事業の実施について」に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っているもの	相談援助業務を行っている生活援助員
	138	多くの高齢者が居住する集合住宅等		
	139	サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条第1項に規定するもの	相談援助業務を行っている職員
	140	地域福祉センター	「地域福祉センターの設置運営について」別紙「地域福祉センター設置運営要綱」に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	141	就労支援事業を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」3(1)に規定するもの	就労支援員
	142	ひきこもり地域支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添9「ひきこもり対策推進事業実施要領」に基づくもの	ひきこもり支援コーディネーター
	143	地域生活定着支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20「地域生活定着促進事業実施要領」に基づくもの	相談援助業務を行っている職員
	144	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくもの	相談援助業務を行っている相談員
	145	ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
	146	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	被災者支援総合支援金(厚生労働省交付配当分)による被災者生活支援事業の実施について「別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)」、「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付配当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について「による改正前の「被害者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付配当分)による被災者生活支援事業の実施について」別紙1(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)」、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」第3の2及び「被災者健康・生活支援総合交付金による被災者生活支援事業の実施について」別添11に基づくもの	相談援助を行っている職員
	147	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添11(地域における生活困窮者支援等のための共助の基礎づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添13(熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づくもの	相談援助を行っている職員
	148	自立相談支援機関	「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」別添1に基づくもの	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計相談支援員
	149	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」別添4に基づくもの	
	150	自立支援事業を行っている自立相談支援機関	「生活困窮者自立支援法」に規定するもの	主任相談支援員／相談支援員／就労支援相談員／家計相談支援員
	151	家計相談支援事業を行っている事業所	「生活困窮者自立支援法」に規定するもの	
	152	被保護者就労支援事業を行っている事業所	「生活保護法」に規定するもの	就労支援員
	153	発達障害者支援センター	「発達障害者支援法」に規定するもの	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員
	154	広域障害者職業センター	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第19条第1項第2号に規定するもの	障害者職業カウンセラー
	155	地域障害者職業センター	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第19条第1項第3号に規定するもの	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者
	156	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	「障害者雇用納付金制度」に基づくもの	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	157	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定するもの	旧法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	158	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	雇用保険二事業助成金制度に基づくもの	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	159	障害者就業・生活支援センター	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条に規定するもの。職員は「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」別紙2「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」に規定するもの 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条に規定するもの。職員は「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」別紙3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定するもの	主任就業支援担当者／就業支援担当者 生活支援担当職員
	160	公共職業安定所	「職業安定法」第8条に規定するもの	精神障害者雇用トータルサポーター／発達障害者雇用トータルサポーター
	161	教育機関	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」別記「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく「教育機関及び教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」別記「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱」に基づくもの	スクールソーシャルワーカー
	162	上記までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設		当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

**実習免除指定施設及び職種一覧**

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い廃止されていますが、経過措置・移行期間として法施行以前においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
身体障害者福祉法	163	身体障害者更生施設	重度身体障害者更生援護施設	生活支援員
	164	身体障害者福祉ホーム		管理人
	165	身体障害者授産施設	重度身体障害者授産施設	生活支援員
知的障害者福祉法	166	知的障害者デイサービスセンター		指導員 相談援助業務を行っている専任の職員
	167	知的障害者福祉ホーム		管理人
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	168	障害者相談支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の職員
	169	知的障害者相談支援事業を行っている施設		
	170	障害児相談支援事業を行っている施設		
	171	身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等		
	172	「障害者110番」運営事業を行っている施設		相談援助業務を行っている専任の相談員
173	知的障害者生活支援事業を行っている施設	知的障害者生活支援事業実施要項に基づくもの		相談援助業務を行っている専任の職員

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い、上記の「障害福祉サービス事業」に統合されていますが、経過措置・移行期間として法施行以前においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

	番号	施設種別	種別の小区分	職種
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	174	身体障害者デイサービス事業を行う施設		相談援助業務を行っている専任の職員
	175	身体障害者短期入所事業を行う施設		
	176	精神障害者グループホーム	精神障害者地域生活援助事業を行っているもの	
	177	知的障害者グループホーム	知的障害者地域生活援助事業を行っているもの	
	178	知的障害者デイサービス事業を行う施設		
	179	知的障害者短期入所事業を行う施設		

**(重要)業務従事期間の計算方法については、以下の要件を満たす必要があります。**

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上表1～179番の「職種」欄に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算する。